

## 第二章 高槻市の誕生

### 第一節 市制の施行

太平洋戦争の勃 一九四一（昭和一六）年二月八日、日本軍のハワイ真珠湾攻撃と、マレー上陸作戦の開  
発と市制の施行 始によって太平洋戦争がはじまったが、その翌年（昭和一七年）、高槻町では市制の施行  
が具体的日程にのぼってきた。高槻町に市制を施行したいとの要望は、すでに一九三四（昭和六）年一月一  
日高槻町が芥川町など四カ町村を合併して新高槻町となった当時からの高槻の人々の念願であった。

高槻町は、京都市と大阪市の中間に位置し、旧高槻町と旧芥川町が市街地として町の中心部を形成し、そ  
の周辺には、大冠・清水・磐手・如是の各村々（旧村）が農地の間に集落をなす田園都市として出発した。  
しかし、その後、同町は急速に都市的成長を遂げ、人口は約三万一、〇〇〇人を数え、中心部の市街地も発  
展して、水道・病院・学校などの文化的施設、警察・郵便局などの官公衙が備わり、銀行・会社・商工会議  
所、その他金融・経済・産業上の諸団体などの都市的施設が存在し、生産・交通の要所を占めて完全な都市  
としての要件を備えるにいたった。

こうした経過のなかで、一九四二（昭和一七）年二月二七日高槻町議会における津田義一議員の高槻町の発展のため市制を施行してはどうかとの質問に対し、礪村町長は市制施行については自分も前から考えてきたことであるので、太平洋戦争のため、物資その他の点で相当の困難が予想されるが、近々適当な時期に断行する考えであると答えた〔高槻町役場「昭和十七年議事書（甲）」〕ことをきっかけに、市制の施行が急速に具体化していった。

こうして同年九月二十九日には町議会において礪村町長より市制の施行についての議案が提出されるにいたった。この議案には市制施行の「理由」が次のように述べられている。

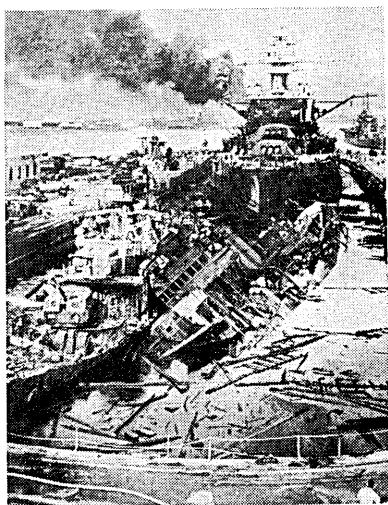
本町ヲ廢シ、其ノ区域ヲ以テ市制ヲ施行スルハ、将来ノ發展繁榮ヲ促進シ、町民ノ福祉ヲ増進スル所以ニシテ且ツ重大時局下地方自治体ノ事務ヲ最モ強力、適正ニ遂行セントスルモノナリ。

この議案は即日可決され、大阪府内務部に上申された結果、同年十一月二三日付官報をもって、内務省より高槻市制に関し、次のとおり告示された。

告 示

内務省告示第六百九十八号

市制第三条及町村制第三条ニ依り昭和十八年一月一日ヨリ大阪府三島郡高槻町ヲ廢シ、其ノ区域ヲ以テ高槻市ヲ置ク



写392 真珠湾攻撃（米国防総省）  
（「一億人の昭和史」より）

昭和十七年十一月二十六日

臨時内務大臣事務管理

内閣総理大臣 東 條 英 機

〔高槻市「昭和」七年事  
務報告書及財産表〕

上述した「理由書」にも明らかなように、高槻町の市制施行は、高槻町の将来の発展と町民の福祉の増進とともに、戦時体制下にあつて地方自治体の事務を戦争体制によりいっそう即応させ、強化させるという二つの要請に応じようとするものであった。後者の要請は、政府の要請でもあった。しかし、福祉の増進と戦争への協力という二つの要請が矛盾することはいうまでもない。一九四三（昭和一八）年一月一日、大阪府下の第九番目の市として誕生した高槻市（市長臨時代理者磯村弥右衛門）は、さっそく、この矛盾に逢着することになる。

国民学校増設の不認可 このことは、早くも高槻市最初の予算案の市会における市長説明のなかにみられる。磯村市長は予算概要について次のように説明している。

本年一月一日、本市誕生以来茲に三ヶ月、市行政体制の整備も各位の熱心なる御協力御支援に依り円満裡に之を了しまして、茲に昭和十八年度予算審議の市会開催の運びに至りましたことは私の欣幸とするところであります。

成立勿々の本市としては、速なる市体制の確立の為、施設を要する事項は山積して居るのですが、今や国家未曾有の決戦の秋を迎へまして、総てを挙げて戦争目的完遂の為に個人団体を間



写393 磯村弥右衛門市長（磯村義一氏提供）

はず、一切を傾注して協力をなすべきときに当りまして、自治体の施設と雖とも従前の都市経営の観点に依り、徒に各種施設を羅列するが如きことを許されず、資金物資労力需給の実勢を稽查し、真に緊要止むを得ず且実行可能な範囲に限定を要するのであります。

然して其の事業決定に当たりましても克く時局の動きを洞察するとともに、都市性格を検討し、有効適切な施策を為すの様あるは言を俟たないのであります。（以下略——傍点は筆者）〔昭和十八年市「議会会議録」〕

右の市長の言葉からも明らかのように、高槻市はその発展の当初から、太平洋戦争目的完遂のために個人、団体を問わず、一切を傾注して国家に協力すべきであるとの観点から、住民の福祉に密接な関係のある市の諸施設の設置も限定されざるをえなかったのである。

このような高槻市の予算編成の方針は、政府および大阪府地方課の指示によるものであった。一九四三（昭和一八）年一月の大阪府地方課の「昭和十八年度市町村歳入歳出予算編成ニ関スル指示事項」は次のように述べている。

今次ノ征戦ニ完勝シ、大東亞ノ本格的建設ニ備ヘンガ為、明年度国庫予算ノ編成ニ付テハ政府施策ノ重点ヲ此ノ目的ニ集中シ、極力既定経費ノ整理圧縮ヲ図ルハ勿論、新規経費ハ国策遂行上真ニ緊急性ヲ有シ、且実行可能ノモノニシテ急速ニ其ノ効率ヲ挙げ得ベキモノ、ミニ限定シ、以テ努メテ政府支出ノ膨脹ヲ抑止セラル、コト、相成タルニ付テハ、昭和十八年度市、町、村予算ノ編成ニ当リテモ、右趣旨ニ則リ、経費ノ既定タルト新規タルトヲ問ハズ、一層重点主義ト効率主義トノ観点ヨリ較量勘案ヲ加ヘ、此ヲ時局ニ即応セル市、町、村財政ノ運営ニ遺憾ナキヲ期セラレ度。（傍点は筆者）しかし、そういった中にあつても住民の福祉に係する市の施設を全く無視することはできない。磯村市長は、同じく予算概要の説明のなかでこの点について次のように述べている。

本市の施設の重点は、教育及保健衛生の二点にあると信じます。然るに本市の現在の状況を申しますと、国民学校に置き

ましても市街地区としての高槻・芥川の両校の如きは児童数既に三千五百に垂んとし、之を五十五学級に編成し各学級とも標準超過児童数十名に及び、国民学校令施行規則の規定する学級数を超過すること、特別教室に充当するものを含めて四十一学級に達し、二部教授其の他の彌縫策を講ずるも茲一兩年を凌ぐに足らず、一校増設は不可避の状況にあります。現下物資労力の調整は益々強化を要するといへ、一面長期に亘て、決戦の持続たる国家の態勢を考ふるとき、茲十数年の間に国家の隆替を双肩に担ふべき次代国民の育成を此の如き状態に置くことは憂慮すべき事項と考へ、一校増設を決意し、敷地坪数四、七六〇坪、総延坪一、一八五坪、教室数十八の計画を立案し、其の総工費六十三萬八千円を起債に依りて支弁せんとし、客月本府長官宛起債全体計画申請を致したる次第でありまして、近く内務大蔵兩大臣の査定を了したる暁は確定案として各位の御審議を煩したいと存します。(以下略) 〔昭和十八年市議会議録〕

このような市長の説明にもかかわらず、高槻市の国民学校の一校増設は戦前においては認められることはなかった。増設費としては、一九四三(昭和一八)年度には高槻国民学校校舎増築敷地(三二二坪)買収費として三、一二〇円と高槻・芥川・如是国民学校増築工事設計料四、二三〇円、合計七、三五〇円が支出され、たにすぎなかったのである。〔昭和十八年度高槻市歳入歳出決算書〕 また、一九四四(昭和一九)年度においては、高槻国民学校大塚分教場が淀川堤防改修工事のため立退きしなければならなくなったために、これを移築したにとどまったのである。〔高槻市昭和十九年度主要事務執行報告書〕

国民学校増設の不認可にその一例がみられたように高槻市は戦時体制下にあつてその発足の当初から住民の福祉を主とした行政を行うことができなかったものである。

このような高槻市にさらに追い打ちをかけたのが、一九四三(昭和一八)年三月一九日の府市制大改正

県制・市制・町村制の改正であつた。

この改正によって、(一) 市町村行政は、市町村会中心から市町村長中心へと転換されたが、その市長は内務大臣が市会に候補者を推薦させ、その者について内務大臣が勅裁をえて選任し、また町村長については町村会の選挙によって選任された者に対し府県知事の認可をうけるものとされた。また内務大臣や府県知事は市町村長に「著シク其ノ在職ヲ不適当トスル事由アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ之ヲ解職スルコトヲ得」として、これまでの職務管掌権限が拡大された。(二) 国政委任事務が命令で行うことができるようになり、市町村は大幅に国政の重荷を担わされるようになった。そして末端で国政を支えるために町内会・部落会が法制的に認められた。すなわち、右に述べたようにして就任した市町村長が町内会・部落会を法的に支配できるようになったのである。

こうして、政府―府県知事―市区町村長―町内会・部落会という行政機構が上から下に向って直線的に国策を遂行、徹底させるためにつくられたのである。この改正の力点は「市町村行政の能率化にある」と内務当局によって強調されていた。しかし「能率化」という言葉で、政府は実はこれまで府県に比べれば自治的色彩の濃かった市町村を中心に、自治権



写394 スコップで教練する高槻小学校生徒  
(「高槻小学校100年史」より)

を大幅に否定して、戦時体制に即応しうる官治的・集権的・地方制度をつくっていったのである。市町村はすでに政府の意見伝達機関になってはいたが、この改正によって町内・部落の末端にまで政府の意見がつけられることになった。

戦時体制下の 高槻市もまたこうした改正の趣旨に沿って、一九四四（昭和一九）年四月二八日には、高槻市役所機構 市役所処務規則を制定し、五月一日から実施している。それによると高槻市役所には、総務課、内政部（文化課・財務課・施設課）、戦時施策部（振興課・軍事戸籍課・経済課）が置かれている。戦時施策部が総務課を除くと市役所機構を内政部と二分しているところに戦時体制下の市役所機構の特徴がみられるのである。

次に、戦時施策部に置かれた各課とその分掌事務の主なものを掲げてみよう。

## 振興課

## 一 総動員ニ関スル事項

- 一 国民職業能力申告ニ関スル項
- 一 国民徴用ニ関スル事項
- 一 医療関係者徴用ニ関スル事項
- 一 獣医師等徴用ニ関スル事項
- 一 国民勤労報国協力ニ関スル事項
- 一 金属類回収ニ関スル事項
- 一 其ノ他ノ国家総動員（経済統制）ニ関スルモ

## ノヲ除クニ関スル事項

## 二 国民組織ニ関スル事項

- 一 大政翼賛会及翼賛壮年団ニ関スル事項
- 一 市常会ニ関スル事項
- 一 町内会ノ整備指導ニ関スル事項
- 一 町内会ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スル事項
- 三 国民運動ニ関スル事項
- 一 貯蓄増強及国債消化ニ関スル事項

## Ⅷ 戦時体制下の高槻

- 一 各種献金及献納ニ関スル事項
- 一 資源愛護及廃品回収ニ関スル事項
- 一 自治振興ニ関スル事項
- 一 其ノ他他課ノ主管ニ属セザル国民運動ニ関スル事項
- 四 防空警防ニ関スル事項
  - 一 防空計画設定ニ関スル事項
  - 一 防空設備資材ニ関スル事項
  - 一 防空訓練ニ関スル事項
  - 一 防空非常措置ニ関スル事項
  - 一 警防団及特設防護団ニ関スル事項
  - 一 水火警防ニ関スル事項
  - 一 其ノ他警防ニ関スル事項
- 五 戦時災害保険ニ関スル事項
  - 軍事戸籍課
    - 一 軍事ニ関スル事項
      - 一 徴兵・徴募・召集及徴発ニ関スル事項
      - 一 兵籍及馬籍ニ関スル事項
      - 一 軍用保護馬鍛錬ニ関スル事項
      - 一 軍事思想普及ニ関スル事項
- 一 軍事援護及扶助ニ関スル事項
- 一 在郷軍人会・銃後奉公会其ノ他ノ軍事関係団体ニ関スル事項
- 一 其ノ他兵事及援護ニ関スル事項
- 二 戸籍ニ関スル事項
  - 一 戸籍及寄留ニ関スル事項
  - 一 改氏名・族称変更ニ関スル事項
  - 一 人口動態調査ニ関スル事項
  - 一 印鑑及身元証明ニ関スル事項
  - 一 民刑事処分通知及犯罪人名簿ノ整理ニ関スル事項
- 経済課
  - 一 経済統制ニ関スル事項
    - 一 生活必需物資並生産用資材ノ配給統制ニ関スル事項
    - 一 小作料統制ニ関スル事項
    - 一 其ノ他ノ経済統制ニ関スル事項
  - 二 産業経済指導奨励ニ関スル事項
    - 一 食糧及其ノ他主要農林産物ノ生産計画、実施及指導ニ関スル事項



- 一 労力ノ調製、農林業ノ共同化・機械化ニ関スル事項
  - 一 農地開発並調整ニ関スル事項
  - 一 農林産物ノ加工ニ関スル事項
  - 一 自作農創設維持ニ関スル事項
  - 一 負債整理ニ関スル事項
  - 一 農業保険ニ関スル事項
  - 一 農道・林道其ノ他農業土木ニ関スル事項
  - 一 家畜衛生及病虫害駆除予防ニ関スル事項
  - 一 開拓移民ニ関スル事項
  - 一 商工業ノ助長・奨励ニ関スル事項<sup>(前々)</sup>
  - 一 市場ニ関スル事項
  - 一 各種産業経済団体ノ総合調整ニ関スル事項
  - 一 其ノ他産業経済ニ関スル事項
  - 三 度量衡取締ニ関スル事項
  - 四 産業統計ニ関スル事項
  - 一 資源調査ニ関スル事項
  - 一 農林・商工、其ノ他産業統計ニ関スル事項
- 〔近現代〕  
〔三二八〕

以上、戦時施策部各課の事務分掌をみても明らかなように、この戦時施策部はまさに戦争行政を市行政のなかで担当するための部局として設けられたものといえよう。しかもこれを総務課、内政部各課の担当した分掌事務と比較する時、内容的には戦時施策部各課の分掌事務が当時の市行政の大半かつ主要部分を占めていた、と考えられる。私たちは、総力戦下の市行政機構の一典型を高槻市のそれに見ることができるのである。

町内会・隣組の整備　すでに述べたように一九四三（昭和一八）年の府県制・市制・町村制改正を実施した政府の主な目的の一つは、町内会・部落会を法制化し、市町村長がこれらを明確に支配することができるようにして、政府―都道府県―市区町村長―町内会・部落会という指揮命令系統を確立することにあ

った。

高槻市では、この政府の方針にしたがい、市制施行を機として、町会・隣組区域の整理を行った。その結果、一九四三（昭和一八）年現在の町会・隣組の組織は、表一五九のようになった〔近現代〕。

またこの時、町会役員の改選もいっせいに行われ、表一六〇のように連合町会も設けられた〔近現代〕。

高槻市では、この連合町会の設置にともない、連合会事務所において所属町会長  
の常会を開催し、これに市役所吏員を派遣して物資の配給や国民貯蓄について懇談  
して、住民の意向を査察し、事務の徹底をはかっている。また毎月一回町会連合会  
長の常会を開き、市当局と町会の連絡もはかった。さらに高槻市は、全隣組長に対  
して「隣組常備録及隣組必携」と題する小冊子を配布し、隣組常会にも市吏員を派  
遣して実地状況の視察・指導を行っている。

このような町会・隣組の実態を把握するためと日常の町会・隣組の事務上の便宜  
をはかるため、高槻市では町籍簿を編製している。また大阪府は特別指導町会とし  
て模範町会を設置したが、高槻市では、本町町会（高槻・一里塚町会（芥川）・浦堂町  
会（清水）・別所町会（磐手）・芝生町会（如是）が指定された〔近現代〕。

以上は一九四三（昭和一八）年度の「事務報告書」に記録された高槻市の町会・  
隣組に対する指導の主なものや挙げたにすぎないが、これによっても、戦争行政を  
町会・隣組を通じて住民に国民へ浸透させようとする政策が、いかに徹底したもの

表159 町会・隣組数とその世帯人口（1943（昭和18）年）

| 区 別 | 町会・<br>隣組数 | 世 帯 数 |     | 人 口   |     |
|-----|------------|-------|-----|-------|-----|
|     |            | 最 大   | 最 少 | 最 大   | 最 少 |
| 町 会 | 82         | 247   | 18  | 1,224 | 93  |
| 隣 組 | 527        | 22    | 5   | 121   | 24  |

注) 近現代225による。

## 第二章 高槻市の誕生

であったかを知ることができよう。翌一九四四（昭和一九）年には、高槻市町会等設置規則も制定され、町会・隣組組織のいっそうの整備・徹底がはかられるのである〔近現代  
二三四〕。

大國難対処市 このような町会・隣組組織の整備の過程で、民生活規約 高槻市は、一九四四（昭和一九）年八月、「大國難対処市民生活規約」〔近現代  
二三二〕なるものを町会を通じて市民に押し付けている。

この規約はまず第一に町会員は毎朝宮城を遙拝し、皇大神宮をはじめ、八百万の神々、護国の英霊、祖先の精霊に対して誠心誠意をもって必勝不敗を祈願し、「大國難」に対処するため、日常生活について構想と覚悟を新たにすることを求めている。高槻市の全市民が町会に組織されていたから、これは全市民が強制されたことになる。

この規約は第二に家庭生活について、次のような規制を市民に対して行っている。(一) 食生活は配給品のほかに望まないこと、(二) 消耗物資は一つの無駄も慎しむこと、(三) 備品類は大切に修繕して活用すること、(四) 廃品はできるだけ利

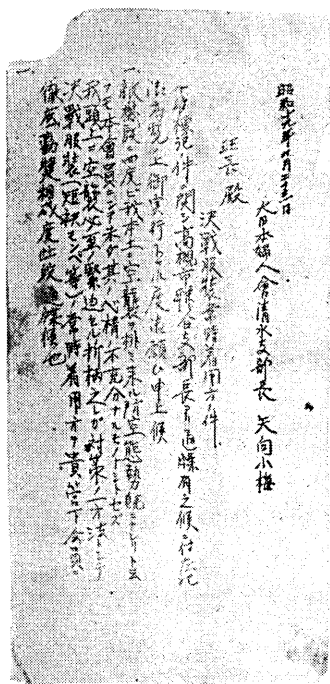
表160 高槻市の連合町会（1943（昭和18）年）

| 連合町会名  | 会 長 名   | 所 属 |     | 世帯数   | 専 従<br>職員数 | 事務所所在地  |
|--------|---------|-----|-----|-------|------------|---------|
|        |         | 町会数 | 隣組数 |       |            |         |
| 高槻連合町会 | 田 中 忠三郎 | 28  | 193 | 2,573 | 1          | 高槻市役所内  |
| 芥川連合町会 | 越 川 伊三郎 | 20  | 115 | 1,489 | 1          | 芥川信用組合内 |
| 清水連合町会 | 織 義 隆   | 8   | 65  | 817   | 1          | 清水信用組合内 |
| 磐手連合町会 | 中 井 啓 吉 | 6   | 47  | 665   | 1          | 磐手信用組合内 |
| 大冠連合町会 | 磯村彌右衛門  | 13  | 42  | 658   | 1          | 大冠信用組合内 |
| 如是連合町会 | 松 田 慶二郎 | 7   | 68  | 677   | 1          | 如是信用組合内 |
| 計      |         | 82  | 530 | 6,879 | 6          |         |

注) 近現代225による。

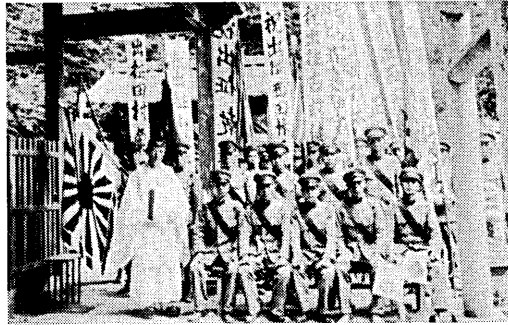
用のみちを講ずること、(四) 衣生活は簡素を旨とし、「決戦服」(短袂モンペ等)を着用するようにつとめること、(六) 空閑地その他を利用して食生活の工夫をすること、(七) 家屋の急を要さない修繕と不用品の買い溜めを止めること、(八) 家計簿で予算を立てた生活をする事、(九) 防空施設を整備して家庭防空に挺身することなどである。

またこの規約は第三に社会行事についても規制を行い、次のようなことを市民に強制している。(一) 公私の会合には時間を厳守すること、(二) 婚礼儀式は近親者だけで挙げ、結納披露・内祝・荷飾・披露宴・部屋見舞・土産物の贈答・近親者以外の祝・祝返しなどをすべて廃止すること、(三) 出産に関する帯の祝・宮詣用の初着の新調・見舞宴・紐落・初節句宴・幟人形などをすべて廃止すること、(四) 葬儀に関する見舞や見舞返しなど、喪家における親族以外の飲食・親族以外の香典・香典返し・山菓子・供用など、隣組以外の



写395 決戦服装常時着用方の通達  
(田中(弥)家文書)

葬儀手伝・満中陰志等はすべて禁止すること、(五) 法事は内輪だけで営み、供養・引物等すべて廃止すること、(六) 応召・応徴等の送迎は親族と隣組の者にかぎり、送迎の宴はすべて廃止すること、(七) 年始・上棟・転居その他慣習上の儀式・内祝・祝宴などはすべて廃止すること、(八)



写396 出征兵士（「ふるさと風土・高槻」より）

祭礼・盆礼の催・招待は、きわめて内輪にすること、(九) 中元・歳暮等の贈答はすべて廃止することである。

この規約は第四に国民貯蓄に関して次のように定めている。(一)町会貯蓄・職域貯蓄・業域貯蓄・団体貯蓄等国民貯蓄組合の貯蓄は、かならず割当以上を行うこと、(二)労働によって戦力を増強し、収入を増し、自由に長期貯蓄を励行すること、(三)現金の手持を少なくすることである。

この規約は第五に隣組・町会生活に関して次のように定めている。(一)隣組常会には必ず出席して、建設的意見を述べ、互いに仲良く協力して「大国難」打開のため団結すること、(二)常会の決定事項、町会の指示伝達事項には絶対に協力することである。

この規約は、やや精神訓話的な取りきめが含まれているとはいえ、太平洋戦争を「大国難」ととらえ、市民生活のあらゆる面を規制して貯蓄と勤労を強制し、市民をひたすら戦争に協力させることをねらったものといえよう。しかも、この規約の末尾には「我等は大国難に対処する為、本規約の条項に同意し、直ちに之を実行するものとす」と規定されていて、隣組長以下隣組員全員に、この規約に同意したことを証するため連印をさせたものと思われる。

この規約には、市民の福祉に対する市当局の配慮などひとかけらもみられない、といわなければならない。ここには、戦争遂行のためにあらゆる国民の権利と福祉を犠牲にすることを強要した政府と軍部の方針

が、市当局の手によって忠実に市民に浸透・徹底させられ、市民をがんじがらめにしていく様子が、あまりにもあからさまにあらわれていて慄然たる思いがする。しかし、これが当時の高槻市政の実態の一端にほかならなかった。

このような市政の方針を市民生活のすみずみまでゆきわたらせるのに町内会―隣組はきわめて有効に作用したのである。隣組が「家の延長とも見るべき情誼」で結ばれた組織であっただけに、それは市民の日常生活を規制するうえで抜群の偉力を発揮したのである。当時の高槻市民のなかに「大國難対処市民生活規約」にその一端がみられたような市政のあり方に対して抵抗や反対の意思を持った人がいなかったとは考えられない。しかし、市民の積極的な抵抗や反対の意識・行動は、史料としては発見できていない。おそらく抵抗や反対の意識は「情誼」で結ばれた町内会―隣組組織にとらえられ、抑えつけられておもてにあらわれることができず、沈潜していたからではなからうか。

## 第二節 統制と市民生活

### 金属品献納

### 運動

戦争の長期化・泥沼化は国民に多くの犠牲を強いることとなり、また、耐乏生活を招くこととなった。その背景には「ぜいたくは敵だ」の名のもとで、消費の抑制・節約が強要され、配給制によるそれへの全面的な国家統制とともに、国民の蓄積してきた財産に対する「供出」の名による全面的な収奪があった。

まず金属回収の実態よりみることにする。

一九三八（昭和一三）年頃より廃品回収運動が始まり、四〇（昭和一五）年になると寺院・教会等の金属品献納運動が展開された。仏教・キリスト教・神道関係など宗教団体を中心に全国的に展開され、「日本がそれ程さし迫った事情にある訳ではなく、またこの運動が決して強制ではない点、とくに、全檀信徒挙げての国民的報国運動である点をよく御説明願ひます。」と慎重な姿勢がとられていたが、高槻では、一九カ所の仏教寺院、六カ所の天理教・キリスト教などの教会から宗教用具・金属什器類など百二拾貫（四五〇キログラム）余が献納された。なお、戦局悪化にむかう一九四二（昭和一七）年秋には、高槻を含め府下で計八四六個の寺院所有の梵鐘の供出が実施され、供出前の一月二五日には正午より五分間、撞き納め行事が実施され、檀徒の鐘への愛惜の念に対応するとともに、一般大衆に金属回収運動の重要性を周知させる機会とした。しかし、前年の一九四一（昭和一六）年六月、高槻仏教連合会幹部の発した、会員である各寺院への檄や要請をみると、「今や宗門ハ国家ノ超非常時ヲ覚ラネバナラヌト共ニ宗門自体ガ存亡ノ岐路ニ到底シアルコトヲ覚悟シナクテハナラヌ」「過去ハ知ラズ現在ト将来ノ宗門ハ非常時国家ニ対シ（平時ト雖ヘドモ然レドモ）其ノ重責カ果シ得ナイ場合ハタダ廃滅ノ一途アルノミト考ヘラル」と檄をとばし、「近來特に我等仏教徒の一挙手一投足に世人の眼が注がれて兎角の問題に云々されて」おり、「近時ともすれば会員相互の間に初期の熱意に欠くところあるかに見らるるは誠に遺憾の事と存じます」と会員の奮起を求めているのである。天皇制ファシズムのイデオロギー動員に全面奉仕した神社の派手な役割にくらべ、仏教寺院の動きや反応の鈍さを物語っているといえる。また、この年一月には、神社に対しても鉄・鋼の供出が指示されたの

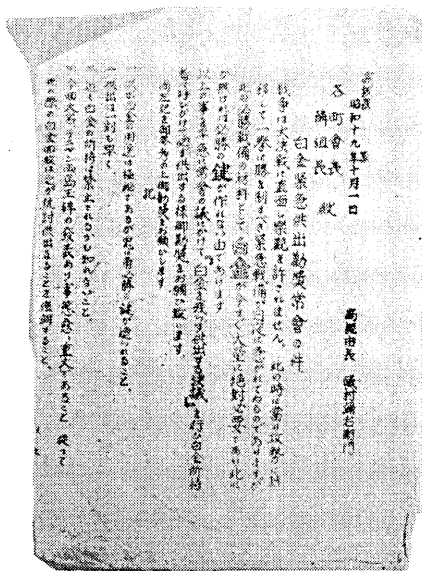
であった。

いずれにしても、この金属供出は公共団体・寺社などから次第に民間へ、自主的供出奨用から掠奪的強制へと戦局の悪化に比例してその性格を変えていったのである。

高槻市（町） 一九四一（昭和十六）年八月には金属回收令が公布され、高槻町でも翌四二年一月二一日の金属供出 から二月一日まで第一回一般家庭金属特別回収が実施され、「鉄類七千五百二十拾九貫、

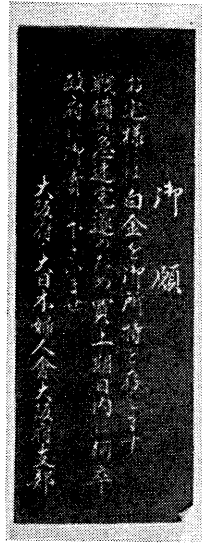
鋼類千二百二貫」、さらに一〇月一九日から二三日まで第二回収が実施され、「鉄類八千九百二十八貫、鋼類二千五百十三貫」が回収された。この年、一〇貫以上供出した家は二三〇人で感謝状が贈呈された。また、

これらの供出金属には一定の買取代金が支払われたが、それは全く問題にならない不等価交換による低廉さであった。翌四三年に入っても二月と四月に鉄・鋼類の一般家庭金属回収が実施され、さらに一〇月・一二月には官公署・会社工場など指定施設金属類非常回収が実施されて、合計一六トン余りが供出された。この間、新京町や、芥川商店街などの目抜き通りの鈴蘭燈、芥川・磐手・清水・如是各国民学校の二宮尊徳銅像や、植場平、平田



写397 白金供出奨励会開催の通達書  
(田中(弥)家文書)





写398 白金供出の個別勧誘  
(田中(弥)家文書)

さへありません、その『無価値』な補助貨が供出され、回収されて、政府に収まったが最後、悪鬼米英の軍艦の横腹に穴が穿き、飛行機が火を噴いて墜落するのです、……」とその供出が宣伝されていたのである。そして一九四四年に入り空襲が烈しさを加えるとともに銅鉄のみでなく、銀・白金・ダイヤモンドが航空兵器増産に不可欠の資材として「大宮、テニヤン両島玉砕の……仇討供出なることを強調」しながら供出対象とされるようになったのである。さらに翌四五年二月にはアルミニウム・錫の供出もすすめられていった。このように戦局悪化の推移とともに、それに敏感に反応しながら金属供出の範囲も際限なく拡大していったのであった。

金属以外でも、四四年一二月、戦局の逼迫、戦略物資の不足する状況下で、火薬原料として座蒲団綿の特別回収や、石油に代わる燃料油の原料として各家庭に栽培させておいた「ひま」の回収も実施された。

国民貯蓄・戦時体制下、住民はまた貯金・献金による貨幣収奪にもさらされたのである。これは膨脹する献金運動、軍事費支出をまかない、同時に軍需インフレ抑制を狙ったものであった。

一九三七(昭和一二)年の日中全面戦争の開始とともに、国民精神総動員の一環として国民貯蓄運動が推進

亀次郎の銅像なども次々と供出された。また、一一月の隣組常会徹底事項の一つとして「ニッケルや銅など補助貨は全部引換へよう」と提唱され、高槻市公報を通じて「『個人の所有』の『補助貨』に一握の糞土の価値

された。翌年五月の大蔵省の八〇億円貯蓄目標の提示をうけ、六月には高槻町愛国勤倭貯金組合が設立され、町長を組合長に、各町会・官公署・会社工場・婦人会・青年会などに一〇四カ所の支部を置き、居住地域別・職域別・業域別・階層別・団体別に官民挙げての貯金網を張りめぐらし、当初より毎月二万五千元以上の貯金額をあげて、翌年には表賞状を授与された。この過程では、町内会長が文字どおりこの運動の推進役となり、貯金組合が設けられた一九三八年には町吏員が年末賞与の一部を貯金ないし債券預入にあてることを申し合せ、また、同年度からの町税改革で戸数割を廃止し、家屋税を新設したことにより利益を得た借家人四千戸への貯金奨励、土地賃貸価格改正で利を得た自作農や地主への貯金奨励と大いに取り組んだ。また、国債を始めとする債券は、その割当目標を達成するため、各地域の信用組合に一括購入させた上で逐次町民に売り捌くことにしたが、これは農家―農事実行組合―信用組合のルートを利用しながら成果を得ようとしたものであった。当時京都府管轄下にあった檜田村でも一九三七年同村経済更生委員会の指示事項中に「貯蓄奨励ニ関シテハ、産業組合中心主義ヲ採リタルニ依リ、産業組合当局ト協力シ、極力貯金ノ吸収ニ努メラレタシ」とあって産業組合と連繋しながらの動きがみられた。また職域貯蓄の場合次第に天引貯蓄が強調された。

このような国民貯蓄運動は太平洋戦争勃発後はますます強められ、特に戦況悪化の度を加えつつあった一九四三年以降はその割当目標も大きく引き上げられるとともに強制化し、「航空戦必勝貯蓄」「仇敵必滅貯蓄」「決戦貯蓄」などのヒステリックな掛け声高唱のもとで、民衆にとっては徴税と変りない過酷なものとなっていた。一九四三（昭和一八）年十一月一日付の高槻市公報第三号の「能力相応の貯蓄割当に就て」の

記事では「国民貯蓄は、今日に  
おいては、国民の戦時負担であ  
って、従来の身の為、家の為と  
云ふ貯蓄観念を切替」えるべき  
ことを説き、貯蓄目標完遂のた  
めに「貯蓄割当の公平、即ち  
『能力相応の貯蓄割当』をす  
る」ことが肝要であると述べ、  
市による貯蓄能力調査の実施を  
表明した。これは各世帯別に職  
業能力・資産能力を調査した上  
で必要な場合には斟酌を加へて加減をして貯蓄能力個数を決定する資料を作成し、それに基づいて組長常会で  
各隣組の割当額を決め、さらに隣組常会で各戸の割当額を協議決定したものである。これは貯蓄目標の増大  
とその強制度の強まりとともに民衆の不満が内攻するのを避けるため、市が町会・隣組の組織機構を通じて  
各戸への貯蓄割当が円滑に運ぶようにとった措置と考えられる。

#### 国民貯蓄増強 方策実施細目

翌四四（昭和一九）年高槻市が樹立した国民貯蓄増強方策実施細目によると、貯蓄成績の  
不十分な職域の目標増加額として年間賃金収入見込額の二二パーセント、同賞与手当の二

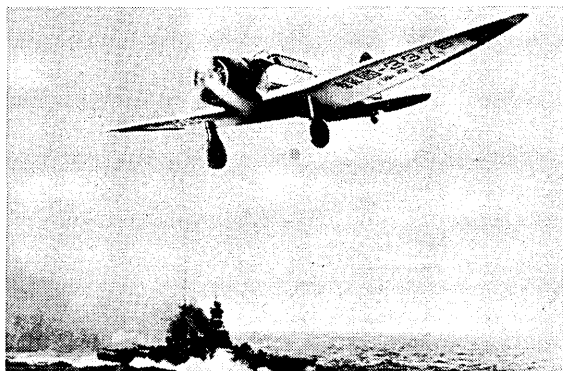


写399 貯蓄割当ての市政ニュース  
（大西（哲）家文書）

## Ⅷ 戦時体制下の高槻

四パーセントを、業域では年間所得見込額の五パーセント以上を指示し、また医師会の一〇〇円以上から国民学校児童の六円以上に至る各種団体成員一人当たりの貯蓄標準年額目標を示してその完遂をよびかけ、そのための留意点をいくつか挙げているが、中でも「戦況ノ推移ニ基ク市民言動ニ留意シ、最モ有効適切ナル宣伝啓蒙ノ方途ヲ講ズルコト」として悪化しつつあった戦局の動向への民衆の否定的反応を警戒憂慮していることと、『かね』軽視ノ弊風打破」として「物」重視、「かね」軽視は戦時国家独占資本主義経済を混乱させる「恐ルベキ危険思想」とし、当時の深刻な生活物資の不足が必然的に貨幣価値の低落をまねき貯蓄意欲を弱めていることに注意を促がしている点が注目される。そして毎年度、各町内会に対して貯蓄増加目標額割当書が送付され、町内国民貯蓄組合の貯蓄目標と債券消化目標、その他の貯蓄目標の各金額が示され、その達成が督励されたのであり、特に国民貯蓄組合の貯蓄額については「町内会長ハ必ズ之ヲ隣組ニ割当テ組長ハ更ニ之ヲ各世帯ニ割当テ町内貯蓄組合ニ於テハ各人ノ貯蓄成績ヲ台帳ニ記載シテ毎月集計シ之ヲ市役所へ報告願ヒタキモノナリ」として、隣組を単位とする相互監視の体制下でその完遂が強要された。

貯金だけでなく献金運動もさかんに実施された。これも太平洋戦



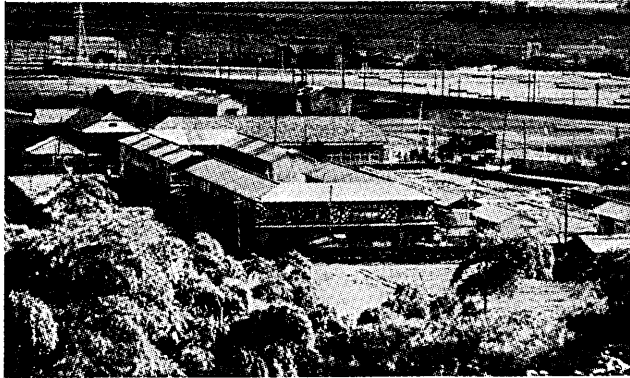
写400 軍用機南桑田号（堅田支所所蔵）

争の破局への動きが深まるにつれて自発的なものから次第に強制的なものへとその性格を変えていった。とくに航空戦が戦局を左右する決定的な意味をもっただけに、空軍力の不足に慢性的に悩まされた政府は全国的に軍用機献納募金運動をすすめた。高槻市でも一九四三年春には大政翼賛会が中心となり、各地地の町内会・隣組、各職域、各学校や団体などに依頼して運動がすすめられ、同年秋には、報国（高槻市号）第一三四三号に結実して高槻国民学校で献納機命名式が挙行された。

**国民統制と** このように半強制的な徴税化した貯金翼 壮 ・ 献金に、本来の徴税と合わせて民衆は骨の髄までしぼられた。なお、徴税については町会納税部が取り扱い、納税令書は町会納税部から隣組、さらに各戸へと交付され、納税確保のために、年度当初に予定年額の毎月分ずつを常会の際に積み立て、納税準備預金として預け入れをしていた。



写401 大國難対処市民生活規約（田中（弥）家文書）



写404 当時の「昭和解」（湯浅電池株式会社提供）

館業組合・高槻料飲組合の動員をうけたりした。

さらにまた、たとえば一九四四年中の高槻市より徴用工として各地の工場へ赴く人たちの見送り回数は三十数回におよび、また女子挺身隊は五回にわたり湯浅電池・第一製薬・川崎航空工業・西島ボンプなど六工場へ延べ二一五名が出動しており、ほかに、石炭非常増産のために、石炭挺身隊員として七名が三池炭坑をはじめ三カ所へ選抜出動している。

このように市民が地元をはじめ府外の各地の重要産業へ徴用工や挺身隊員などとして赴くとともに、また市内の重要産業へ各地より徴用工や挺身隊員などがおとずれてきたのである。

しかし、この徴用制導入による戦時労働力編成は兵力動員の増強による労働力の欠損部分を補充するには特に質の面で大きな矛盾を生むことになった。

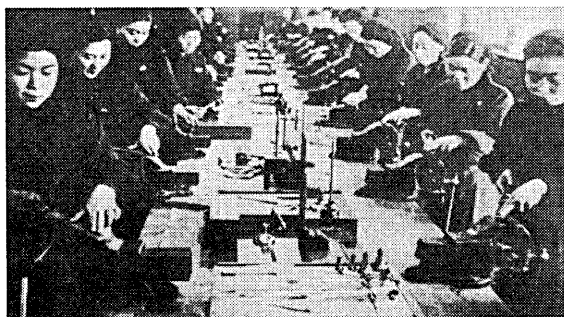
時すでに太平洋戦争の真ただ中、日本の全産業が増産の至上命令を受けていた。湯浅蓄電池も従業員が三千五百人にふくれあがっていた。もちろん、ここへくるまでの生活や立場はまちまち、包丁をハンマーに代えた人もいたし、何人かの人を使っていた商店主もいた。この人たちに共通しているのは、一枚の徴用令状で産業に送り込まれたということだけだった。

シズムの弱点の一つであった権力機構の多元性からくる統合国民機能の弱さが具体的に問題とされたのである。その結果、四四年一〇月の「高槻市町会等設置規則」が定められ、町会の組織・機構・運営について明確に成文化するとともに、市長の監督権が確認されたと考えられるのである。

国民徴用の 民衆の労働力も軍需生産を中心に全面的に動員され収奪しつくされた。一九三八（昭和一三）

実 施 年制定の国家総動員法を基礎に、翌三九年には国民職業能力申告令・従業員雇入れ制限令・国民徴用令が施行され、さらに四年からは国民登録制が実施され、男子の労働力供給量の実態が把握されて、国家統制のもとに労働力を全面的に動員しうる体制がぎざぎざになっていった。

たとえば、湯浅電池は一九四一（昭和一六）年、海軍管理工場となり、翌四三年には厚生大臣の指定をうけて国民徴用令による労働力の確保を採用しうるようになり、徴用工は同年六月一五〇名、一〇月に一九八名、翌年四月には九四名をかぞえた。さらに一九四三年一月より四五年八月の敗戦までの間、鳥取県溝口町の女子挺身隊からはじまって三〇組、延べ約二、五〇〇名の地方団体や動員学徒の労働力の供給をうけたのである。そのほか、西島製作所が、大阪府下の高安中学の学徒勤労報国隊や、富田町青年団・茨木署管内理髪業組合・大阪府下旅



写403 女子挺身隊の作業  
（影山光洋氏撮影・影山智洋氏提供「日本人の100年」より）

面戦争完勝貯蓄増強運動」「結婚報国運動」「軍用機献納募金運動」「ヒマ栽培献納運動」「農繁期国民皆働運動」など各種の運動に「挺身隊」として関与したのである。この「翼壮」が中央で発足したのは前年の四二年一月で、四〇年に結成された大政翼賛会の政治的行動力の弱さを補強する実践部隊として組織されたものであった。

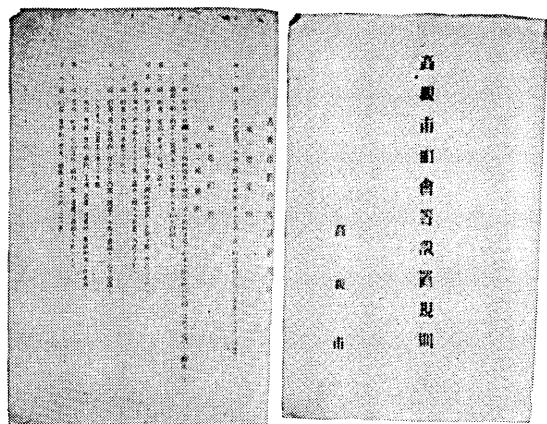
結成時の高槻市翼壮の組織状況をみると、団員は総計一八七名で、年齢別では五〇歳台二名、四〇歳台三名、三〇歳台一一三名、二〇歳台三一名と三〇歳台が最多数を占め、また、地域別では旧高槻町六九名、旧芥川町四六名、旧磐手村一八名、旧大冠村一七名、旧如是村二二名、旧清水村一四名となっており、農村部にくらべ町場である高槻・芥川地区が六〇パーセントを占めて加入率が高かった。このことは、これらの町場の小商店主などの小市民層の加入が推定されるところであり、昭和恐慌から戦時経済統制下に至る間の彼らのやり場のない不満としてのびよる不安感などのハケ口・噴出口を提供したものといえよう。そして、闇売りの監視・摘発、商人の転業促進などに団員としての活動を展開していったと考えられる。そして四二年八月の米軍のガダルカナル島上陸を転機に悪化しはじめた戦局のもとで、官製国民運動が上すべりして無力化してゆく状況を背景に、「翼壮」は性急な急進ファシズム的動きを展開したため、翼賛会などの既成団体や地方自治体との間でしばしば衝突をひきおこした。高槻市翼壮も同様の傾向を示したようで、四四年六月に開かれた「一億総躍起運動市常会」でも「翼賛会、翼壮団等国民運動の機関が、往々上意を乱しつつあり、指導者の反省を促すべし」との議案が審議されたのである。そしてそれとともに「国民組織の統合と事務簡素化、貯蓄の割当に付各種団体への割当は、各町会の割当内へ統合せよ」という案件も審議され、日本ファ



一方では国民精神総動員運動の一環として生活のあらゆる面でその節約と簡素化が推奨され、「ぜいたくは敵だ」「欲しがりません勝つまでは」などの合言葉のもとで衣・食・住万般にわたってきびしい抑制がなされ、画一的統合のもとにおかれたのである。

高槻町では一九三九（昭和一四）年より虚礼虚式の廃止、男子の長髪や女子のパーマの規制、化粧・装身具の自粛や規制、廃物利用、時間励行、出征軍人遺家族援護などを実施し、また毎月七日の「戦場ヲ偲フ日」や毎月一日の「興亜奉公日」などの当日は禁酒・禁煙をはじめ、カフェー・遊戯場などの興行自粛、粗衣・粗食励行などを町民に求め「滅私奉公」の報国観念の培養と戦争への思想動員に努めたが、これらの方向は太平洋戦争開始後は一層エスカレートしていったのである。その集大成が一九四四年八月に規定された「高槻市大困難対処市民生活規約」〔近現代〕であり、この規約の遵守が各隣組で誓約させられ同意署名が求められていった。

これらの国民運動の督励役となり監視役となった諸団体の中で特に尖鋭な索引車となったのは四三年五月に結成された高槻市翼賛壮年団（翼壮）であり、「軍刀報国運動」「大東



写402 町会等設置規則（市役所文書）

〔私の履歴書〕湯浅佑一〔日本経  
済新聞〕一九八〇年一月一三日

一九四二年五月に湯浅電池の専務兼労務部長に就任した湯浅佑一のこの言葉が、矛盾の所在を適確に表現している。

国民徴用制 このことは、高槻市でも商業戸数が、一九三五年の八四二戸、三六年の九五八戸、三七年の  
度の矛盾 一〇三五戸と増加したにもかかわらず、三九年には八九七戸、四〇年八九九戸と減少したこ

とに見られるように、一九三八年の「物資動員計画」の開始以来、物資・価格統制が強まる中で廃業に追いこまれた中小商工業者が軍需産業の労働者に転業した姿が見てとれ、不満を内包した未熟練労働者の増加という矛盾が形成されていったのである。そして、徴用時の係員の言明とは全く異なる劣悪な労働条件という現実に出会った中で、徴用工の欠勤・怠業・逃亡・反抗という姿でこの矛盾が発現することも少なくなかった。したがって資本側も戦時労務管理には苦勞したのである。湯浅電池では先に挙げた湯浅佑一が、徴用工の起居していた宿舎「昭和寮」の一角に舎監として住み込み、「私は物心両面から寮の改善に乗り出した。

乏しい資材をかき集めては厚生施設をはたから非難されるほど充実させた。また禁ずくめの寮規則も次々と自主的なものに切り替えた。」「大勢の中には、団体生活を乱す者もまじっていて手を焼いたが、私は直接ぶつかって補導に当たった。」「当時の私の生活は、朝は五時に起床、六時三十分には作業服で出勤、八時前には書類を片づけて工場の中にとび込み、各現場を訪れて指揮をとった。」「夜は高槻市内にある十二の寄宿舎を一つ一つ訪れて寮生とひざつき合わせた一時を過ごすことが多く、十日余りも入浴できないことが再々で、三年間に二台の自転車を持ちつづした。このような努力が報われたのか、同じ設備、人員で一年足らずの



写405 徴用工の入社  
(「日本人の100年」より)

おおいにかくし、生産能率向上に一役買うこととなった。しかし、もともと産業報国会の果す機能の中で最も強く期待されていたのは「労資間の意思疎通」、「労務管理の改善」による労資間の紛争の予防であり、産業報国運動は内務省・警察筋の行政指導を中心に官製国民運動として展開されたが、湯浅蓄電池の場合は創業以来労資協調的社風が滲透していて、労働組合の結成機運も争議の発生もみなかったため争議予防の必要性は少なく、湯浅産業報国会としては戦意高揚行事や生活必需物資の配給を行ったり、あるいは企業側の戦時労務管理の補助機関として運用され、産業報国会の行う毎月一回の懇談会は増産目標達成協議の場として利用されるにとどまっていたとみられる。したがって戦時労務管理は産業報国会よりもむしろ企業本来の労務管理組織を中心にすすめられた。湯浅蓄電池では一九四二(昭和一七)年設置の錬成本部(委員組織、四四年一〇月には錬成部として会社機構に入る)を中心に増産目標達成方法の職場別探究・職場規律維持・心身

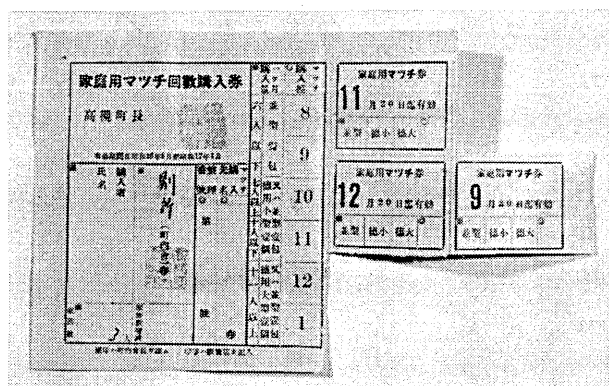
間に生産量四倍半の実績をあげたのである。」「(前掲)などと述懐しており、逆に言えば労務担当者が、このような苦勞をしなければならぬほど徴用工の不満反発がたかまっていたのであり、これは徴用制の矛盾の反映であった。そしてまた、三九年七月に結成された湯浅産業報国会が労資一体化の名のもとに相互の矛盾を

鍛練などが鋭意すめられ、この結果、四二年前半の一人当たり生産指数平均一七九から翌四三年初頭の三五三へと倍化するようになり、このことは他企業や公共団体からも注視され、たとえば大阪府は府令で四三年九月より健民修練所として湯浅蓄電池の關係施設を借用している〔湯浅三十五〕。

先にみたような徴用制度のもつ矛盾については、四四年六月の一億総動員運動市常会においても「労務給源への必要上、企業整備の徹底化」「企業整備につき、指導者層に於て自己保全に傾いている」「徴用工の勤務先を合理的にせよ」などの議案として議論対象となっており、市当局も徴用援護事業に力を入れ、生活費援護や応徴工遺家族対象の各種の慰安会開催、応徴工の顕彰のための応徴の標識〔「応徴の家」〕の交付などを鋭意実施し、徴用工の不満・不安とその家族の窮乏の対策に苦慮したのであった。

**銃後生活の 消費生活の分野は前述のように国民精神総動員運動の展開により徹底した俟約が強制されるとともに、生活必需品の配給制の実施による国家統制が行われるようになった。**

高槻町では一九四〇（昭和一五）年六月より、町当局・警察署・業者の協議の上、砂糖一人一カ月〇・五斤の割合による配給制を



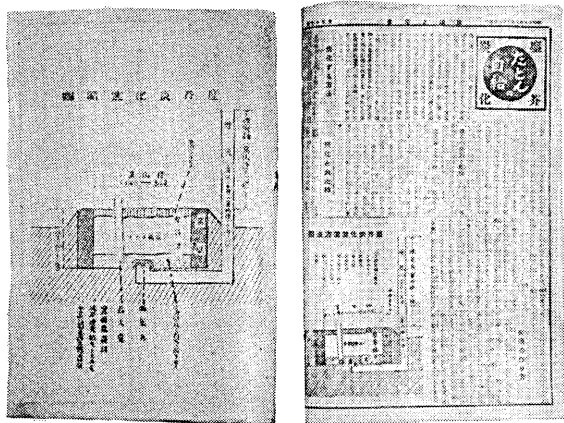
写406 マッチの配給切符（田村（修）家所蔵）

実施し、各世帯に購入票を交付したが、やがてその後一一月には砂糖・マッチの配給統制規則に関する大阪府令（マッチ一人一日五本、砂糖一人一カ月〇・五斤）が公布されることになった。なお、木炭もこれに準ずる配給制が行われたが、高槻町北辺の林業はそれとも関連して生産・販売上の強い統制をうけることとなった。三九年現在、高槻町の場合、国有林一九六町、公有林七一〇町、私有林一、二〇〇町であり、松・杉・檜・樺が過半を占めていたが、軍需用材・パルプ・木炭の需要増大と同時に価格も騰貴し、高槻町森林組合が組織され、その強制下に計画的な造林・伐採などが実施された。四〇年には石炭不況を補うために木炭増産体制が樹立され、高槻町にも一二万九千貫の割当があり、川久保・萩谷などを中心に増産がすすめられ、町公営製炭も実施されていた。生産された木炭は検査をうけた上で地元産業組合を通じて配給統制組合に販売されたのである。以後も毎年同様の体制が実施されたが、ここでも次第に資材・労力・輸送面で多くの困難をかかえるようになった。

以上のような配給制度は、これより先に公布されていた暴利取締令（三七年）、標準・公定価格制（三八年）、物価統制令（三九年）と相俟って生活物資の需給関係に大きな影響を及ぼし、民衆の日常生活に大きな衝撃をもたらすことになった。四二年現在の一般家庭用についての配給制度をみると、通帳制が米・塩・干麺・パン・干パン・菓子・酒・豆腐・油揚げ・石鹼、切符制が砂糖・味噌・醤油・食用油・小麦粉・甘藷・馬鈴薯・焼酎・牛肉・豚肉・味之素・燈油・地下足袋・衣料・揮発油・マッチ・綿糸、割当制が雑誌・薪・学童服・バケツ・鍋釜・湯沸・木炭・豆炭・煉炭、輪番制が鶏卵・鶏肉・青果物、抽籤制が生鮮魚類であった。

これらの配給物資の配給量は戦局の悪化と比例して次第に減少して民衆生活の窮乏を招き、そのことが關

取引を横行させ、民衆も闇市場に依存しなければならなく、それが一層民衆生活を圧迫するという悪循環を生み出すことになった。このような闇相場をはじめとする経済統制違反の摘発のために三八年には経済警察が設けられたりしたが、先述の高槻市公報第八号にも「こゝに妙なことがある、曰く公定価格を知ってゐる国民幾何ありや、然るに闇相場は大概の人が知って居る、といふのである、それは一つの皮肉とおもはれる、皮肉とすれば最も辛辣なる皮肉である」「悪事千里を走る、といふが、戦意昂揚運動、といひ、精神文化運動、といひ、正しいことの展開徹底の骨の折れることゝ、この種（闇相場―筆者注）のものゝ滲潤の速さには、呆れたりして居れないではないか、」とあり、自嘲めいたあきらめの響きすら感じられる記事がのせられるほど、高槻市内でも闇取引のひろがりがあったと思われる、事実、そのことは原地区の駐在所から各隣組に対し薪炭を横流ししている事実に厳しい警告状を発している一例〔近現代三五六〕からもうかがい知られるのである。なお、木炭は先にも述べたように石炭不足の補充品として特に一般家庭の重要な燃料源となったが、この一般家庭用の配給量が次第に減少する中で、市・翼壮とも協力して四四年八月になって塵芥・紙屑・落葉・木片などの廃物を原料とする「塵芥炭



写407 ゴミタドンの作り方（大西（哲）家文書）

団」製造に成功し、隣組を通じて市民に勧奨したりもしていた〔近現代〕。

出征軍人遺家族 また一九三七（昭和一二）年の日中全面戦争開始以降、侵略の長期化・泥沼化に伴って徴集への援護問題 兵士の数とともに、死傷者の数も次第に増加していった。このことは銃後の留守家族や遺家族の生活難や不安を増大させ、そのことがまた一般国民へ及ぼす心理的・思想的影響も無視できないことになってきた。

司法省「思想月報」五六号（昭和一四年二月）に掲載の「支那事変に於ける出征（戦傷死）者遺家族の動向に関する調査、昭和十四年一月末報告現在」の中にも「……国民の一部、及特に、出征（戦傷死）者遺家族の一部少数者の間に於て、或は聖戦目的に無頓着なるか、或は事変の長期化に伴って精神の弛緩を生じたるか、又は当面の犠牲の堪へ難きに精神的余裕を失ひたるため、遺憾の言動に出づるものなしとせず、特に出征（戦傷死）者遺家族中、或は戦死者を繞り戸籍相続問題、賜金扶助料に関し紛争を生じ、或は風紀上に面白からぬ問題を惹起し、或は応召出征乃至戦傷死者の処遇、家業、生計、銃後援護の問題に付諸種の不平乃至不満の声をなす者のあることは銃後治安の確保上深甚なる注意を要する事柄と言はねばならない。」とあり、「銃後治安維持対策」の立場、「左翼思想運動の温床」となるのを防ぐ立場から遺家族対策を重視していた。

一九三七（昭和一二）年、樫田村に設置された護国共済組合（三九年には銃後奉公会に改組）は、上述の立場から出征家族・戦死者遺家族を「隣保共助ノ精神」にもとづき援護する組織として出発したものであった。一九四三（昭和一八）年に高槻市に設定された婦人相談員も軍人遺族・家族の「身上・家事万般」に関する相

談指導や個別的的精神指導を行うものとして位置づけられていたのであり、その執務要領には、相手の状況に応じた細かい配慮の必要性を説いているが、このような相談員を設けたこと自体、銃後の家族に生じた戦争の波紋の深刻さを物語っているものといえよう。

戦争ほど人命を軽んじ人間の肉体を磨耗しつくすものはない。特に日中戦争につづく太平洋戦争と一五年にわたる無謀な侵略戦争はその不正義のゆえに各地で抵抗をうけて泥沼化していっただけになおさらだった。兵力・労働力ともに戦局の悪化に比例してその不足に悩まねばならなくなっていた。

各地で結婚報国運動が展開され、「産めよ、ふやせよ」の掛け声のもとで多産家庭が表賞されたが、一方では戦争による人力の消耗増加と、他方では食糧難による体力不足が相俟って次第に人的資源難につきあたらざるを得なくなっていた。

一九四三（昭和一八）年には高槻の古曽部に健民修練所が開設され、八月から「筋骨薄弱者」二〇名、一〇月から「結核要注意者」二〇名が収容され種々の訓練が実施された。このようなことでもしなければ時代の要求がみだせなかったの



写408 健民修練場跡(現少林窟・市内古曽部町二丁目)



である。さらに、後述するように朝鮮人をはじめとするアジアの被抑圧民族を強制連行し、過酷な労働分野に投入して労働不足を補充しようとしたが成功する由もなかった。

### 第三節 戦争末期の高槻

高槻市域へ 太平洋戦争において銃後の非戦闘員の受けた被害は、一九四九（昭和二四）年の経済安定本部の空襲の戦争被害調査報告によれば日本全国で約六七万名であり、そのうち空襲被害が九九・五パーセントを占めて圧倒的で、それも都市部中心であったが、大阪府は東京都と原爆による大被害を受けた広島・長崎について第四位約四万名であった。

一九四四（昭和一九）年二月一九日から翌四五年八月一日までの間計三九回にわたる大阪来襲、そのうち七次にわたる大空襲の被害は大阪市が大部分を占めたのであったが、ときには郡部衛星都市におよぶ場合もあり、高槻市域も何回かの空襲を経験したのであった。

一九四五（昭和二〇）年三月一九日午前七時三〇分頃、土佐沖南方の空母より発進した艦載機の一部が高槻市大字原バス乗場附近に小型爆弾一発を投下したが、そのため半壊民家一戸、死者二名を出したのが記録にみえる高槻空襲被害の初発であった〔大阪空襲に関する警察局資料Ⅰ——小松警部補の書類綴より——松原市史資料集第六号〕。これは後述のように湯浅蓄電池の疎開地下工場設営工事を狙ったものと考えられる。

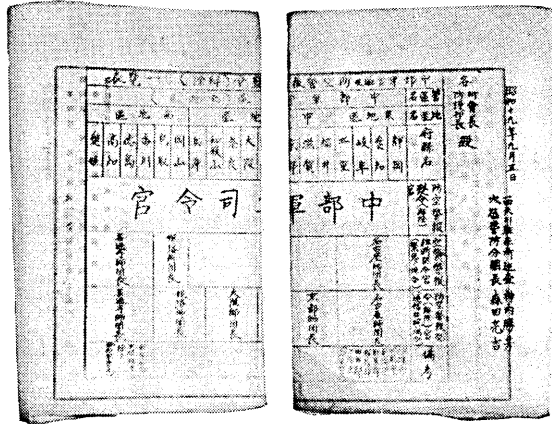
ついで同年六月七日正午前後のB29約二五〇機以上などによる第三次大阪大空襲の際、高槻市域では半

壊二戸、死者二名、軽傷者一名が出た〔前掲資料〕。さらに六月一五日午前の第四次大阪大空襲では全焼一〇戸、半焼二戸、死者・重軽傷者各一名、罹災者総計四二名の被害が出たのであった。その後も七月九日正午前後のP51による豊中飛行場攻撃の際にも三箇牧村が襲撃をうけ、同月二八日には午前六時から午後三時前までの間に四波にわたる小型機を主体とする来襲があり、その際野見神社付近で機銃掃射で軽傷二名、高槻駅付近では機関車一台に小型爆弾が投下され重傷者二名を出していた。二日後の三〇日には午前六時前より午後四時過ぎまでの間、再度四次にわたる小型機の大阪来襲があり、高槻市域では五領村上牧国道、国鉄富田駅下りホーム附近が機銃掃射をうけ、重軽傷四名を出した。

**防空演習と** これより先、一九三四（昭和九）年に  
**市民生活** は最初の近畿防空演習が七月二六日より二八日の間実施されたが、高槻町ではそれに先立って六月二六日の町会で高槻町近畿防空演習委員会規程が決定された。これによると委員会は町長を委員長に町役場の幹部・吏員・町会議員・区長・警



写409 小松警部補参考書類綴（松原市役所提供）



写410 防空本部通達（防衛庁戦史室所蔵）

けが提起され、いわゆる「民防空」問題がその緒についてくるが、以後一九四一（昭和一六）年の防空法第一次改正、四三年の第二次改正と防空体制が整備強化されていた。

この間高槻では従来の消防組織を改組して、一九三九年には警防団が組織され、消防・警備・防毒などの部を設け、三三〇名の団員が各々分担してその任に当たり、高槻・芥川・清水・磐手・大冠・如是の六区に

警官・小学校幹部教員・在郷軍人会各分会幹部・青年団各分団幹部など二〇六名で構成され、下部基礎単位として区または組ごとに班が設定されていた。そして、演習の成功のために全町民に印刷物を配布してその趣旨宣伝につとめ、当日は延べ人員約千名の各係員が動員されるというもののしきであつた。これは燈火管制を中心とした防空訓練ではあつたが、むしろこのことを通じて当時決行された国際連盟脱退に際して非常時意識や国防意識を民衆の間ににつきこみ、官民一体となり国家総動員体制をつくり上げてゆくための地ならしをするところに実効を求めたものとも考えられる。以後、毎年防空訓練が実施されることとなった。

一方、中央では一九三七（昭和一二）年四月の「防空法」公布以降、内務省を中心に国民に防空上の義務を課す方向づ

分団が設けられた。

また、一九四四（昭和一九）年には空襲必至の状況を前に、一部市役所の機構改革が行われ、従来、振興課の所管事項の一つであった防空関係のみを専門的に所管する警防課が新設されて、市防空本部と警防分団（「防護監視所」・町会（「防護部」・隣組（「防空係」）を結ぶ防空体制の強化がはかられた。

一九四二年（昭和一七）年には、警防団幹部を中心に大阪防空学校の訓練に参加させ、また町内会長・隣組長・婦人会幹部を集めて高槻防空講習所を開催し、講習・実地訓練を実施したが、翌四三（昭和一八）年には、主婦の救護知識の教養訓練、「防空第一線ハ先ツ家庭カラ」にもとづく家庭防空措置訓練、隣組夜間訓練、中部軍と隣組との軍民立休訓練、大空襲を想定した複数町会の立体総合訓練、四四（昭和一九）年には、一般市民と会社・工場一体の総合訓練、実戦を想定した指定町会の模範総合訓練、学童疎開訓練と、戦局の悪化に比例して訓練内容も年々熱を帯びていったのである。さらに防空資材・施設も整備され、消火ポンプの購入配置、防火用貯水槽、防空壕・待避壕の設置などが行われた。湯浅蓄電池でも工場内に二〇名収容単位の地下防空壕を設けるとともに、天神山山腹に数カ所、合わせて約二百名収容の横掘式の壕を設け、動員学徒や、女子勤労報国隊の避難用とし、さらに一九四四（昭和一九）年九月には、工場屋上等に機関銃座を設け、射撃手を従業員中よりえらんだ。

これらの「民防空」の訓練は主として火災防止を主眼としており、焼夷弾を念頭においたものが多く、その根底には人命保護よりむしろ防火義務を強調する姿勢が流れていた。

一九四四（昭和一九）年九月六日、高槻市防空本部より町会防護部長あての「空襲待避ニ関スル通達」中の

「待避ノ解除ニ就テ」の項によれば「其ノ目的ガ待避即待機デアリ」、解除されたら「防空活動ニ従事スルハ勿論次期空襲ニ備フルモノトス」とあり、また、一九四三（昭和一八）年三月の回覧板による大阪府・高槻市連名の「大型焼夷弾ト之ガ対策ニ就テ」という通知では「……落下ト同時ニ間髪ヲ入レズニ皆ハ協力一致団結シテ敏速ニ勇敢ニ然モ恐レズ慌テズ飛ビ掛ツテサヘスレバ最初ノ二三分間デ完全ニ叩キツケルコトハ容易デアリマス 然シ其レガ為ニハ次ノ設備資材ヲ十分準備スルト共ニ我々ハ日日防空ノ上デ米英ト一騎打ヲヤツテ居ルトイフコトヲ深ク肝ニ銘ジ隣組一致団結シテ勇敢ニ恐レズ絶対ニ叩キツケルノ強イ信念ヲ尚一層固クスルコトガ是非必要デアリマス」と述べ、竹槍的思想が強調されていたのであった。

#### 戦時下の疎開

#### と工場進出

疎開問題は戦時体制の確立過程と平行して表面化したのであり、高槻町の一九三七（昭和一二）年事務報告にも「……本町ハ交通ニ至便ナルノミナラズ京阪両都市民ノ防空智識普及徹底ニ伴ヒ郊外住居ヲ目指ス者モ亦相当多キ情勢ニ在リ随テ本町地内ニ住宅ヲ新築シ之ニ移リシ世帯ハ百八十有餘ニ及ベリ、コノ増加数ハ過去ニ比スレバ稍少数ニ過ギザルモ、京阪、寶来、三和、中央ノ各土地会社ガ住宅経営ヲ為シツ、アルコトニ依リ逐次進展ノ傾向ヲ示シツ、アリ、……」とあって清水・磐手地区を中心に徐々に疎開がすすみつつあったことが知られる。

その後空襲が激しくなるにつれ、高槻市は空襲被害の大きかった大阪市域の罹災者などの受け入れ先として位置づけられることになり、大阪府の指示により戦時要員宿舍施設を確保するため各町会ごとに大きい民家を指定したり、罹災避難者受入保護計画を立てて、寺院・学校・旅館・料理屋など七三カ所、八、二〇〇名収容の保護所を開設したりした。敗戦直後の一九四五（昭和二〇）年九月現在、高槻市内在住罹災者は一、



写411 天理教分教会（市内野見町）

○五四世帯、三、七七六名を数えており、また学童疎開として大阪市立盲学校の児童生徒が高槻市内の天理教の教会へ避難してきたりした。その他衣料疎開として大阪市の委託をうけて衣料を保管したりもした。また軍需工場の疎開も次第にふえてくるようになった。西島製作所が富田町に移転してきたのは太平洋戦争勃発前後の時期であった。

西島製作所はもと藤田鋳業の一部門である水車・ポンプ製造工場として大正八（一九一九）年に大阪市此花区西島町に設立されたもので、その後一九二八（昭和二三）年には株式会社として藤田鋳業のもとをはなれて独立することになった。そして一九二七（昭和二三）年の日中戦争勃発後は軍需景気の波にのり、鋳山・製鉄用ポンプなどの需要増に支えられた活況の中で工場拡張が構想されたが、西島の地ではその余地がなく、さらに一九三四（昭和九）年の室戸台風後は西大阪一帯の地盤沈下が急速に進みつつあることも考慮され、工場移転が決定されることになったのである。

一九三九（昭和一四）年、富田町（現富田町）の一、五八一坪を買収し、翌四〇年の第一機械工場の完成と移転からはじまって四三（同一八）年の製品倉庫の完成によって全部の移転が完了し

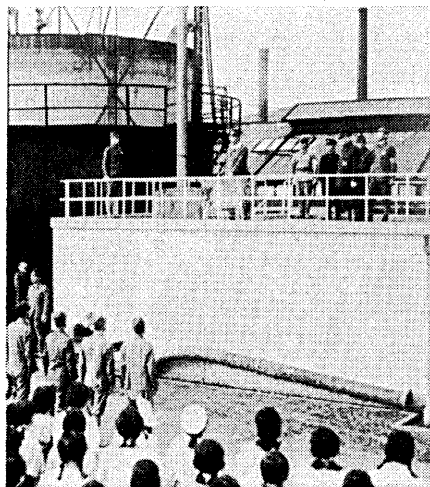
た。完成時の富田新工場の従業員は約五〇〇名であった。そして移転完了後に陸軍監督工場、翌四四年には海軍監督工場となり、軍需会社法による指定工場となった。そして海軍の軍需中心に生産をすすめたが、鋳物関係の下請工場の不振などで経営は難渋した。そして一九四五（昭和二〇）年三月期の営業報告によると「中堅工は、おおむね入営応募し、工場は学徒、幼年工、女子挺身隊に小数の老年工を配置して生産の高揚を計らねばならないとき、工員の養成が急務中の急務なるにかんがみ、今回大阪府の協力を得て、当工場に公許の特別勤労補導所を開設し、知能低き幼年者を一般工員並みに配置す」という状況であり、このような労働力不足が深刻な生産の停滞を招くことになった。この間、工場内には産業報国会、維新青年隊が、労働者の家族により決戦婦人団がそれぞれ結成され、戦時労務体制が整備された。

戦争末期の決戦体制下に入って若干空襲による機銃掃射を受けたが被害もなく、疎開についても設計部門の建物を海軍工作隊が解体したに移転することもなく敗戦を迎えた。

**軍需工場の移転** 他方では、太平洋戦争が始まり戦局の悪化の色が濃くなっていった一九四三（昭和一八）年になって軍の命令により兵庫県の川崎航空機明石工場の疎開移転先として高槻絹糸が指定さ

れ、その買取問題が発生した。そして買取費をめぐって種々折衝が繰り返された結果、「川崎航空機」案の百万円、「高槻絹糸」案の三百万円の中を取り二百万円で買取が決定されて解決をみた。

買取されて後、高槻絹糸の従業員は鳥飼村の鐘紡鳥飼工場へ転任していったが、この工場の前身は一九三四（昭和九）年に同地に進出した日本ヴルツウィスラー絹糸株式会社（一九三八年に寿織維工業株式会社と改称、四一年に鐘紡と合併）であり、この後四四年に鐘淵実業と合併して鐘淵工業株式会社となって敗戦をむかえる



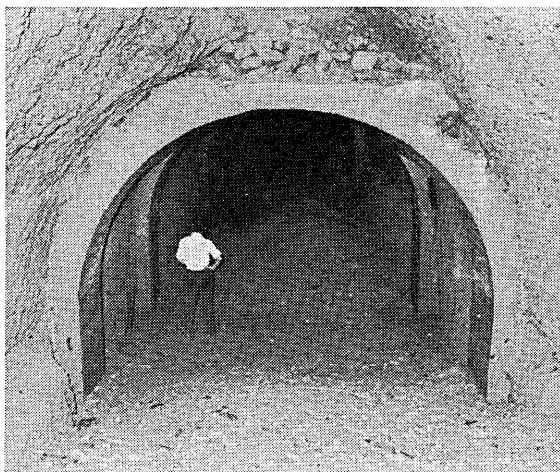
写412 東条英機の湯浅蓄電池工場視察  
(「ふるさとの風土・高槻」より)

のである〔摂津市史「第七卷第二節」〕。この間、同社では独特の合成ゴムの製造に成果を挙げたが、これは航空機の胴体を使用するのが目的であったといわれる。

また、一九四一（昭和一六）年八月、日本窒素肥料株式会社が大阪市内にあるその倉庫の疎開移転先として高槻町真上地区の通称庄ヶ谷を買収したが、その後それが火薬庫設置の計画であることが判明したことから地元住民がはげしい反対運動を展開した。二年前の三月に発生した枚方の陸軍火薬庫爆発事件は高槻南部の大塚・野中・中小路方面にも被害をもたらしたといわれるが、その生々しい記憶が想起されたこともある。高槻町当局・議会もこの運動を支持・協力し、ついに一二月になってその設置を断念している。

さらに高槻所在の工場の建物疎開も戦況の悪化とともに漸次行われようとした。湯浅蓄電池と川崎航空機両工場の工場事務所の疎開が実施されるとともに、他に空襲の標的となりやすい国鉄高槻駅付近の総計八〇世帯の民家の疎開も行われた。このうち湯浅蓄電池では一部の建物の間引疎開以外に一九四五（昭和二〇）年四月から天神山と西ノ河原の二カ所に合計約三千坪の疎開地下工場建設がすすめられたが、工事途中で敗戦をむかえることとなった。この工事には大阪海兵团を中心にした海軍設営隊が従事し、清水小





写413 成合地下工場跡（内部）（市内大字成合）

学校が本隊兵舎となり、原分校などが分遣隊の兵舎となった<sup>〔地下壕の回想録―私の戦歴・高槻編―中野一男（東大版）「市」戦争の記録を残す高槻市民の会ニュース第四号〕</sup>。  
成合地下 一方、一九四四（昭和一九）年七月のサイパン玉砕後本土決戦が唱えられはじめ、一〇月のレ  
工 場 イテ敗戦、沖縄大空襲がその方向を決定づけるようになると、三島郡北辺の山間部は工場疎  
開・秘匿地下工場の適地として軍部の注視するところとなった。

中部軍管区司令部関係の地下施設工事に関する資料によれば、近畿・東海・中国・四国地方に約二〇〇カ所の地下施設の建設がすすめられていたことが判明するが、その中に高槻市成合の地下工場、吹田市北部丘陵と茨木市中穂積丘陵の燃料・弾薬貯蔵トンネルなどがあり、北摂丘陵地帯は恰好の場所として軍部が注視していたことが確認できる<sup>〔朝日新聞昭和五六年八月二日記事〕</sup>。

高槻市成合地区の場合、一九四四（昭和一九）年の九月末、陸軍憲兵曹長・行政官等三名が市庁舎に関係地主を集めて、(一)成合地区への川崎航空機の地下軍需工場の建設計画、(二)これに必要な労務者用宿舍や倉庫とその建設用地としての農地と山林の強制収用、(三)農地の坪当り三銭の一時賃貸契約、(四)収用期間は一九四四年一〇月より

陸軍省が不要と認める時まで、(四)現況復帰の上での返還などの指示・説明を行い、さらにその後現地説明がなされたが、その関係地域(「旧飯場跡地」は成合地区内の水田二二筆、山林六筆からなるものであったという〔旧陸軍用地返還処〕。ただし、米国戦略爆撃調査団報告書には「このトンネル群は当初陸軍の主要な貯蔵庫の一つとして一九四四年一月に政府の手で工事が開始されたのであるが、一九四五年二月になって、川崎の工場として使用することが決定された。」〔戦争の記録を残すたつき市民の会〕とあり、当初の使用目的についてはさだかではない。

要は軍部が企画し、その監督下に、技術的には国鉄岐阜地方施設部が中心となり、間組とその関連下請業者が施工を請負協力する形で工事がすすめられたのであった。軍部を中心とした国家資本・独占資本の合作の産物であり、高槻市当局(松田助役)が地元の関係者と軍の間に立ち会う形で介在したのであった。

地下工場建設工事の この工事に動員された労働力は、地元の村民、高槻医専・北野中学・関西工業学校な朝鮮人労働者たち どの動員学生のほか、最も危険なトンネル開さく分野についてはもっぱら朝鮮人労働者が投入され、その数約三、五〇〇人といわれている。その他、滋賀県の土倉鉦山の労働者も動員された模様である。

一九四四(昭和一九)年の秋は工事が急がれたため、関係地区の農民たちは稲の早刈りを余儀なくされ、刈取りの後を追うように労働者の簡易宿舎や資材置場などが次々と建てられていった。

「周囲の山の立木はつきつき伐採され、強制就労のため朝鮮から動員された労働者の宿舎がつきつきと建設され、2ヶ月後には約二百〓三百の大小倉庫及び宿舎等が田畑、山林を問わず急ピッチで建設が進められ、昼夜をわかつた強

制労務のために本格的に目的達成のための作業が進行されました。工事については昼夜を問わず連日発破作業による爆発音が絶え間なく続き、山腹に大きな横穴が掘られ、地下工場の建設が進められこの苛酷な労働はたいへんなものでありました。その間敵機の来襲が数回あり、そのつど機銃掃射による被害が続出し、とおとい人命が失われたことが幾たびか見受けられました。〔前掲「旧陸軍軍用地返還」  
「処理に関する陳情書」〕

「……だまされて結局大阪にきて、こゝ（成合）にはいった。昭和十九年十一月一日やった。ここで軍事工場を掘ってた。昔、こゝ飯場やった。その時は住むいうたって飯場やから十人、二十人がゴロ寝してた。……手で穴掘ってハッパボーンとかけといて、昼御飯、飯場まで取りに行くわけや。わしはその役をさせられとった。……バケツに十三人分のめし入ってる。豆カス御飯や。それと米少し入れて、大豆そのままつぶしたやつ。それで一緒に入れて炊く。ブーツとふくれて、味もない。御飯ついて炊いたらええけど、玄米そのまま。モミがついたままの。それもハラ一杯食えたらええけど、ハラ一杯ないねん、配給どうりやから。そのめしを現場にもっていったら、食い残りを食うわけや……おれ、弁当もってあがってたら、ヒューンと鳴りまんねん。何かと思ってみたら、ジェット機が三十何機かブーンと飛ぶわけや。……うちの仕事やってたとこの上の隧道の仕事しているのが兵隊や。六十何人の兵隊が仕事してる。白いナツパ服着て仕事してるわけや。その兵隊らが昼御飯食べて松の木のかげで寝てるとこきてから、バアーッと射つわけやアメリカが。あの時はホンマにビックリしたわ。……」〔ハラへってどうにもならん〕姜明寿の話より、「こんなんして」  
「生きてきたんや」―成合における在日朝鮮人の生活史―所収〕

こうして一六本のトンネルが掘られてゆき、旋盤などの機械類が部分的に搬入されたが、完工をみぬまま敗戦をむかえることとなった。

一九四四（昭和一九）年秋より翌年夏の敗戦に至る成合地区で行われた田畑山林の強制収用と日朝両人民の労働力の大収奪は、当然のこととはいえいまだに癒えぬ深い傷痕を残すこととなった。成合の山々の山腹や山肌が傷つくなど自然環境が破壊されていっただけでなく、この工事に従事させられた朝鮮人労働者の生

存権は何らの保障もないままに不安定な条件下でおびやかされ、一方、収用地を未返還のまま放置された関係地主の土地所有権も確定せぬままに、ともに戦争の犠牲を背負って苦しむこととなり、時には両民族間の矛盾・葛藤と亀裂を生むほどの深い心の傷を残した。

**軍需工場と 農業被害** 工場疎開とともに一九三〇年代後半の軍需インフレ進行、高槻町への各種工場の進出を促すような町当局の誘致と姿勢とが相俟って、高槻には多くの工場が設立されていった。

しかし、その排水による農業被害が続出し、それに反対する農民を中心とする住民運動の展開があり、農業地域への工場進出からおこる矛盾が表面化することになった。日中戦争の勃発した一九三七（昭和一二）年秋、大字下田部・庄所・芝生の八〇町歩にわたって稲が枯死するという事態が発生し、その原因が昭和透明紙（後、大日本セロファン）株式会社汚水排水であることが判明し、以後八ヵ月にわたる被害地農民と会社間の賠償をめぐる紛争が発生した。翌三八年六月になって、ようやく高槻町当局の調停により終結をみるが〔大阪朝日新聞「昭和三十四年六月七日」〕、その後も会社側の排水設備の不備により被害が絶えなかった。一九三九（昭和一四）年六月の町議会では、被害地区出身の議員（地主）より会社側に対する町としての強い姿勢を要望する意見が出されたが、磯村町長は「町勢ノ進展ニ伴ヒ今益々工場



写414 大日本セロファン跡地（市内桜町）

## 第二章 高槻市の誕生

ヲ誘致セントスル秋ニ在ルガ故適當ノ時機迄猶予セラレタキト答フ」〔昭和十四年第七回三〕にとどまる有様であつた。しかし、同会社による津之江池悪水問題で大きな被害をうけていた津之江地区では同年九月になつて区民大会が開かれ、府知事への陳情書提出を決定している。そのほか、一九三九年には大字・辻子・郡家の各地区でも付近の中小工場による農業被害に関する補償問題が紛糾しており、工場進出に伴う農業生産に対する汚水被害が各地でクローズアップされるようになったが、根本的解決をみないままに戦後へもちこされることとなつた。